

重田建設企業株式会社 行動計画

- 推進期間 令和6年 4月 1日～令和9年 3月 31日までの 3年間（第3回改訂）

【次世代育成支援対策法に基づく計画】

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

- 目標1：短時間勤務制度の導入
＜対策＞・社内掲示や説明会などによる社員への制度の周知を図る
- 目標2：子の看護休暇制度の拡充
（子の対象年齢の拡大、半日又は時間単位での取得を認めるなどの弾力的な運用）。
＜対策＞・社内掲示や説明会などによる社員への制度の周知を図る
- 目標3：男性の育児参加目的で取得できる休暇制度の導入
＜対策＞・社内掲示や説明会などによる社員への制度の周知を図る
- 目標4：年次有給休暇の取得促進
＜対策＞・年次有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況を管理し
取得しやすい環境をつくる

【女性活躍推進法に基づく計画】

女性技能者・技術者を増やし、活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

- 目標1：女性技能者・技術者を若干名登用または採用する。
＜対策＞・女性社員向けに、技能者・技術者登用説明会を行い、受け入れの周知する
- 目標2：女性技能者、技術者の就労継続を1年以上とする。
＜対策＞・環境整備として、社内で制度の導入、意識改革などの為の研修を行う
- 目標3：所定外労働時間の削減への取り組み
＜対策＞・所定外労働時間を削減する（10%）
・残業が多い技術者を対象に、自分の業務内容や優先すべき仕事を整理し、時間あたりの効率などを改善するための社内ミーティングを行います。